

避難所だより

1 災害義援金の申請受付開始 受付開始日:6月1日～

平成28年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金の申請受付を開始しました。熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準に従って配分します。

<<対象者>>

- ◆災害義援金は、災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金の対象及び申請者と同一となります。
※災害義援金の申請にあたっては、事前又は同時に災害見舞金等の請求を行ってください。
(災害見舞金等の請求では、それぞれ必要となる書類をご用意ください。)

<<申込方法>>

- ◆窓口
9:00～16:00 (当面の間 土・日・祝日含む)
 - ・熊本市役所14階大ホール
 - ・東区役所、託麻総合出張所
 - ・西区役所
 - ・南区役所(アスパル富合)、城南総合出張所
 - ・北区役所

- ◆郵送先
〒860-8601
熊本市中央区手取本町1-1
生活再建支援課 義援金配分担当

※すでに災害見舞金等の請求が済んでいる場合は郵送でも申請可能です。

◆必要なもの(災害見舞金等を申請済み又は同時申請の場合)

- ・平成28年熊本地震災害義援金申請書 ※申請書には印鑑(認印可)が必要です。
※申請書は、申請窓口でお渡しするほか、熊本市ホームページからもダウンロードできます。

<<お問合せ>>

0120-013-572 (被災者支援情報ダイヤル)

義援金の配分対象及び第1次配分額 (※平成28年6月3日時点)

被害区分		配分金額			要件
		県1次配分	市1次配分	合計額	
人的被害	死亡者	20万円	2万円	22万円	災害弔慰金の対象と同一
	重傷者	2万円	0.2万円	2.2万円	一連の地震により1月以上の治療を要する場合
住家被害	全壊	20万円	2万円	22万円	災害見舞金の全壊と同一
	大規模半壊	10万円	1万円	11万円	災害見舞金の半壊と同一
	半壊				

2 雇用促進住宅の募集

募集期間:6月7日～6月10日

家屋が被害を受け、住宅に居住できなくなった方々に、緊急避難先として一時的に提供される雇用促進住宅の空戸565戸(うち熊本市内200戸)の募集があります。

《条件等》

◆入居対象者…熊本県内に住宅を有し、地震により住宅に居住できなくなった方

◆家賃等負担金

- ・免除となるもの…家賃、敷金、駐車場使用料(1台限り)、連帯保証人
- ・負担が必要なもの…光熱水費、共益費

◆入居期間…入居日から6ヶ月以内

《申込方法》

上記募集期間中に、熊本市役所12階会議室(しごとづくり推進室 096-328-2377)で申請
又は郵送による申請

◆必要なもの

- ・雇用促進住宅入居申請書(様式1号)
- ・被災証明書(後日提出可)

《お問合せ先》

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
TEL 043-213-6601

◆お問合せ・郵送先

〒810-0012

福岡県福岡市中央区白金2-11-9 CR福岡ビル8F

一般財団法人SK総合住宅サービス協会九州支所

TEL 092-534-1600

3 消費者トラブル注意報

地震発生後、熊本県消費生活センター及び熊本市消費者センターには様々な相談が寄せられています。契約をする場合は、慌てずに、工事の内容等を確認し、見積書を複数の事業者から取るなど、慎重に対応してください。不明な点があれば、県消費生活センターまたは市消費者センター等に相談してください。
今回の地震にあたり、実際にあったケース

地震で自宅の屋根瓦が損壊して、ブルーシートで応急措置をしていたら、業者が突然訪ねてきて、しつこく勧誘された。また、来たらどうしたらよいのだろうか？

消費者へのアドバイス

訪問販売においては、消費者が当該契約を締結しない旨の意思を示した場合、再び契約の勧誘をすることは特定商取引法により禁止されています。それでも勧誘するようであれば、「事業者名」、「連絡先」、「担当者」を確認のうえ、県消費生活センターや各市町村消費生活センター・相談窓口あるいは警察にご連絡ください。

また、断るときは、「いいです。」や「結構です。」とあいまいに断るのではなく、「お断りします。」と明確に伝えましょう。

最近携帯電話に「あなたに義援金を支払いたい。金融機関の口座番号、氏名、住所、生年月日を返信してほしい」というメールが送られてきた。信じてよいか。

消費者へのアドバイス

義援金にかかわらず、「お金をあげる」等の不審なメールを受信したら、不用意に個人情報伝えることはやめましょう。有料サイトへ誘導され、有料ポイントを買わされ、気づいた時には高額な利用料を支払わされたなどの被害が多数報告されています。不審なメールが続くようであれば、迷惑メールブロック機能等の使用や、メールアドレスの変更を検討しましょう。

消費生活に関するトラブルや疑問がありましたら、下記にご相談ください。

熊本県消費生活センター 相談電話096-383-0999

平日:午前9時～午後8時(面談は午前9時～午後5時まで)土・日・祝 午前9時～午後5時(電話相談のみ)

熊本市消費者センター 相談電話 096-353-2500

平日:午前9時～午後5時(祝日除く)

国民生活センター熊本地震消費者トラブル110番 0120-7934-48

土日・祝日を含む毎日:午前10時～午後4時まで(※IP電話の方は、03-5793-4110(有料)をご利用ください。)